

電子契約サービス導入・運用業務委託に係る企画提案 仕 様 書 (案)

1. 業務委託名

電子契約サービス導入・運用業務委託

2. 目的

電子契約サービスを導入することにより、事業者の利便性向上と導入自治体・事業者双方の事務作業の効率化を図ることを目的とする。

また、奈良県及び県内市町村で共同調達をすることにより、事業者への利用促進・運用支援等を効果的に実施する。

<導入自治体>

奈良県、奈良市、大和高田市、桜井市、五條市、香芝市、葛城市、斑鳩町、安堵町、川西町、広陵町、吉野町、黒滝村（計13自治体、以下「本県等」という。）

※履行期間内において、上記導入自治体以外の市町村で新たに導入する場合、対象市町村と協議の上、本契約と同条件程度での参加を認めること。

3. 履行期間（予定）

導入支援：契約締結の日から令和6年9月30日（月）まで

運用保守：令和6年10月1日（火）から令和11年3月31日（土）まで

4. 業務内容

(1) サービス導入支援

- ・サービスの詳細説明を行い、本県等の運用を加味した操作マニュアル等の作成・提供を行うこと。
- ・本県等がサービスの利用をするために必要なデータ（利用開始までの設定、利用者情報、事業者情報等）の準備に関する説明を行い、設定支援を行うこと。
- ・サービス導入にあたり、本県等業務担当者向けの操作説明会及び事業者向けの説明会をそれぞれ複数回開催すること。また、本県等担当者及び事業者が説明会後もホームページ等で閲覧することができる操作説明動画（パワーポイント等のスライドでも可）を提供すること。
- ・本県等がサービス導入にあたり、必要となる各種例規整備（制定・改正）の支援を行うこと。
- ・導入支援の内容について、導入自治体ごとに協議の上、決定できること。
- ・事業進捗や課題抽出・共有等を目的とした打合せを定期的に行うこととし、その議事録を作成し、本県等に共有すること。

(2) サービス運用・保守

本県等及び契約相手方が合意した電子化した契約書（以下「電子契約書」という。）に、サービス提供事業者自身の電子署名（タイムスタンプを含む）を付与することにより、本県等及び契約相手方が電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できる環境を提供及び保守対応を実施すること。

5. 業務の基本要件

- (1) 本サービスにおいて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 3 4 条第 5 項の規定に基づく契約締結業務及び契約書管理業務が完結できること。
- (2) 本サービスが、電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号。以下「電子署名法」という。）第 2 条第 1 項に該当するものであること。産業競争力強化法第 7 条の規定に基づく「グリーゾーン解消制度」へ申請し、電子署名法第 2 条第 1 項に定める電子署名に該当するものとして回答されていること。電子署名及び認証業務に関する法律において、契約締結業務及び契約書管理業務が完結できること。
- (3) 上記電子署名は、タイムスタンプにより最低 10 年有効性を検証できるもの。また、有効期間内にタイムスタンプを付与し直すことで、さらに期限を延長することができること。
- (4) 電子契約書に対し、サービス提供事業者自身の電子署名（タイムスタンプを含む）を付与することにより、本県等及び契約相手方が電子証明書を取得することなくクラウド上で契約を締結できるなど、電子契約を行う上で必要とされる機能を提供できること。
- (5) 契約相手方の操作においては、本サービスのアカウント登録することなく契約締結に必要な操作が行えること。また、締結した契約書を閲覧及びダウンロードできる機能を有すること。
- (6) 電子署名の検証については、Adobe 社製の無償でダウンロードできる PDF 閲覧ソフトウェアである「Acrobat Reader」によって電子契約書 PDF ファイルを閲覧し、「署名パネル」欄を確認することにより行えること。また、電子契約を締結したことを証明する締結証明書を発行できること。
- (7) Web ブラウザで利用できるサービスとし、データセンターを活用したクラウド形態（SaaS）とする。
- (8) 格納されている契約書の証明書の期間（10 年（（3）による期限を延長した場合はその期間））は本契約期間終了後においても、契約書の参照を保証すること。また、契約相手方に対しては、契約書の参照が可能となる無償サービスを提供していること。なお、それらを有していない場合は、本県等と協議の上、本契約期間終了後に電子契約 PDF ファイルを格納した記憶媒体（HDD 等）を提供すること。
- (9) 本契約期間中及び前項（8）の期間中に、認証方式 等の変更があった場合も、本県等の費用、作業負担がなく継続的なサービス提供をすること。

6. 運用保守に関する要件

- (1) 本サービスへのログイン時に ID 及びパスワードによる認証を行うことができ、利用者ごとに権限の設定が可能であること。
- (2) 本県等が設定情報を登録及び修正できること。
- (3) データのバックアップはサービス利用に制限のないよう取得すること。
- (4) メンテナンスなど、サービスの停止及び縮退が発生する場合は、予め本県等に連絡すること。
- (5) 障害等が発生した場合は、迅速に対応できる体制が十分確保できること。
- (6) 不測の事態によりクラウドが使用できない等、本業務に支障をきたす事態が発生した際は、速やかに本県等に連絡し、今後の対応をその都度協議すること。
- (7) 操作等に関する問い合わせ等（クラウド等の使用に必要な技術・知識を習得するための問合せを含む。）に対応するヘルプデスクを利用できること。原則本県等の就業時間に対応できるようにすること。
- (8) 本サービスの運用に関して、本県等の要望や相談に応じ、適宜サポートすること。

7. サービスの環境要件

- (1) 自治体・官公庁に導入実績のあるウェブブラウザ（Edge 又は Chrome 等）で利用できること。
- (2) インターネット環境及び総合行政ネットワーク（LGWAN）環境で使用できること。また、LGWAN へのアップロード時に無害化を省略できる要件を満たしていること。

8. セキュリティに関する要件

- (1) 本サービスを提供する施設等は、国内に所在地を置き、必要なセキュリティ及び災害対策等の措置がとられていること。
- (2) 対象サービスの主たるサーバーが国内にあること。
- (3) 電子契約書は、セキュリティが確保されたクラウド環境で適切に保管されること。
- (4) 情報セキュリティ管理・運用の基準となる、ISO/IEC27017 によるクラウドサービス分野における ISMS 認証取得、ISMAP(政府情報システムのためのセキュリティ評価制度)クラウドサービスリストへの登録、又はこれらと同等の認証等を取得しているなど、サービスの情報セキュリティ対策が確保され、信頼性が確認できること。
- (5) 本県等が定める情報セキュリティポリシーを遵守すること。